自転車の乗車人員の年齢制限に関する規定の改正

令和2年6月30日(火)施行

自転車の幼児同乗に関する規定

- 1 改正されたもの
- ① <u>6歳未満の者</u>1人を 幼児用座席に乗車させ ている場合
- ② 幼児用座席に<u>6歳未満</u> <u>の者</u>2人を乗車させてい る場合
- ③ 幼児用座席に**6歳未満の者**1人を乗車 させ、かつ、4歳未満の者1人を背負い、 ひも等で確実に緊縛している場合







幼児二人同乗用自転車に限る

改正



幼児用座席に乗車させることができる者を

「6歳未満の者」

から

「<u>小学校就学の始期に達するまでの者</u>」

に改正されました。

2 改正されなかったもの

④ 4歳未満の者1人を背負い、ひも 等で確実に緊縛している場合



参考(違反となるもの)

3人同乗



背負わず抱っこ



自転車 安全利用 五則

- 1 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先
- 3 夜間はライトを点灯
- 5 ヘルメットを着用
- 2 交差点では信号と一時停止を 守って、安全確認
- 4 飲酒運転は禁止
- 動頭部を保護するために、すべての年齢層でヘルメットを着用しましょう。
- 自転車を安全に使うために、定期的に点検整備を行いましょう
- 事故に備えて自転車損害賠償責任保険に加入しましょう